

1 データ、資料等

目標①食品の安全性の確保

<目標設定の考え方>

農業生産現場等において農産物等を汚染し、国民の健康に悪影響を及ぼすおそれのある危害要因については、サーベイランスによって実態を把握した上で、その結果に基づき、必要に応じて適切なリスク管理措置を講じることにより、国民の健康への悪影響を未然に防止することが重要である。

科学的枠組みに則って実施したサーベイランスの結果等により、国産農産物等の汚染の実態が明らかにされた危害要因としては、米に含まれるカドミウム（重金属）、小麦に含まれるデオキシニバレノール（かび毒）、及び魚介類に含まれるダイオキシン類等があるが、食品の安全確保に係る施策の効果を把握・評価するため、これら代表的な危害要因の摂取量を各種実態調査の結果を用いて推計し、指標として用いることとする。

またその際、国民の健康への悪影響を未然に防止するためには、摂取量を、科学的評価に基づき設定された摂取許容量（PTD(W) IやADI等（(注)参照））を超えないレベルに抑制する必要があることから、それぞれの危害要因毎に設定されている摂取許容量と推定される摂取量と比較することによって、施策の効果を評価することとし、当面は、推定摂取量が摂取許容量を超えていないことを目標とする。

ただし、これら危害要因の農産物等中の含有量は、気象条件等によって大きく左右されるため、単年度毎のデータの比較によって施策の効果を把握・評価することは困難である。

(注)・PTWI (provisional tolerable weekly intake：暫定1週間耐容摂取量、毎週食べ続けても健康に影響が出ない量：体重1kg当たりで示される。)

・PTDI (provisional tolerable daily intake：暫定1日耐容摂取量、毎日一生食べ続けても健康に影響が出ない量：体重1kg当たりで示される。)

・ADI (acceptable daily intake：1日許容摂取量、毎日一生食べ続けても健康に影響が出ない量：体重1kg当たりで示される。意図的に使用される物資に設定される。)

なお、平成20年度に選定した危害要因16種類は以下のとおり。

【有害化学物質 13種類】

ヒ素、カドミウム、ダイオキシン類、メチル水銀、アフラトキシン、デオキシニバレノール(DON)/ニバレノール(NIV)、オクラトキシンA、ゼアラレノン、アクリルアミド、多環芳香族炭化水素(PAH)、3-MCPD/3-MCPD エステル、フラン、残留農薬

【有害微生物 3種類】

カンピロバクター、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌

<目標値と実績値の推移>

目標① 食品の安全性の確保

摂取推定量が摂取許容量を超えていないこと。

(1) カドミウム

食品からのカドミウム (Cd) 摂取量の推移 (μg/kg体重/週)

年/食品群	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	XIII	XIV	合計
	米	雑穀・芋	砂糖・菓子	油脂	豆・豆加工品	果実	有色野菜	野菜・海藻	嗜好品	魚介	肉・卵	乳・乳製品	加工食品	飲料水	
H15	3.4	0.39	0.04	0.001	0.14	0.01	0.16	0.45	0.04	0.36	0.03	0.01	0.005	0	5.1
H16	3.2	0.27	0.03	0.001	0.11	0.04	0.21	0.46	0.04	0.30	0.01	0.03	0.05	0	4.8
H17	2.3	0.36	0.05	0.00	0.10	0.01	0.15	0.36	0.03	0.38	0.01	0.00	0.10	0	3.9
H18	1.7	0.24	0.03	0.00	0.14	0.02	0.21	0.35	0.03	0.28	0.01	0.01	0.10	0	3.1
H19	1.7	0.24	0.03	0.00	0.14	0.02	0.21	0.35	0.03	0.28	0.01	0.01	0.10	0	3.1
H20	1.9	0.24	0.03	0.00	0.14	0.02	0.21	0.35	0.03	0.28	0.01	0.01	0.10	0	3.3

(注)・本試算値は、次の計算方法により算出。なお、コメの含有濃度は相対的に高い値を用いているため、日本人の平均的な摂取量よりも高い。

(計算方法)

Cd推定摂取量＝米からのCd推定摂取量（米中のCd濃度※1×米の消費量（米の消費等動向調査）※2）
＋それ以外の品目からの推定摂取量※3

※1：国内産米穀のカドミウム調査のうち、過去に実施した調査において0.4 ppm以上のカドミウムが検出された地区における調査結果の平均値（H15-20、食糧庁、消費・安全局）

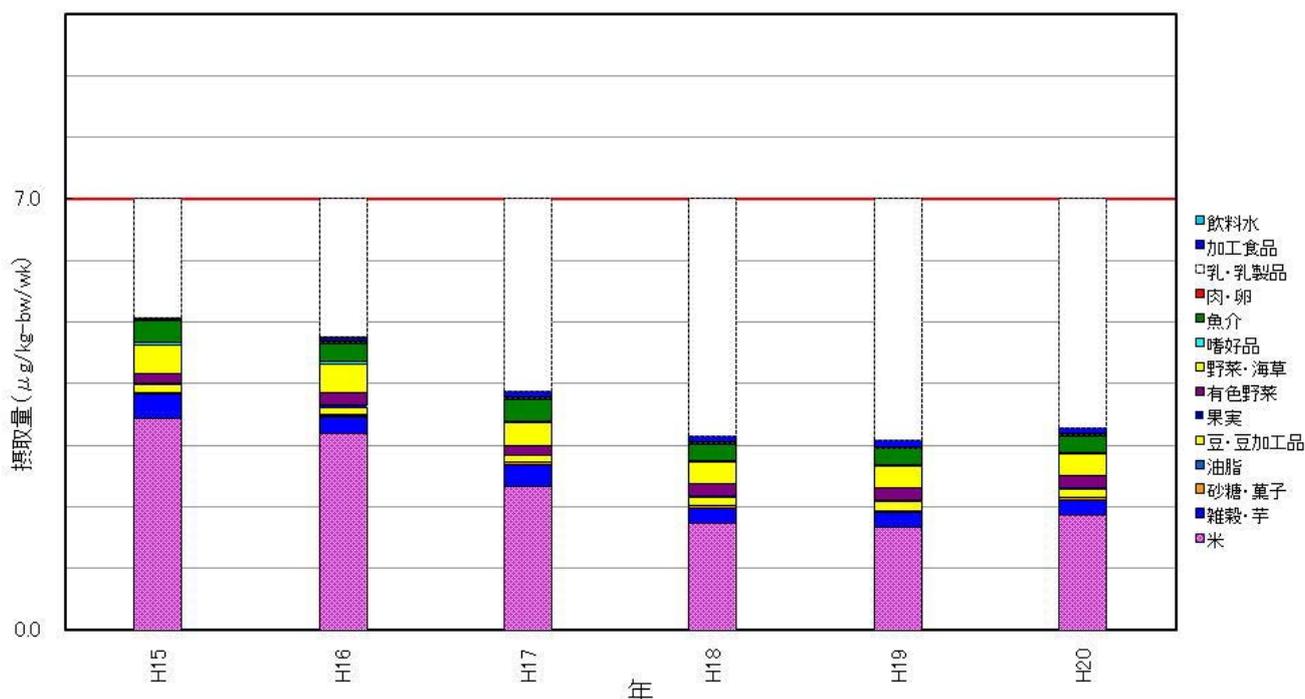
※2：米の消費動向等調査（H19、総合食料局）（H20年度分については、調査結果が未公表のため、H19年度のデータを適用）

※3：トータルダイエツトスタディ^{注15}（H15-18、厚生労働省）（H19・20年度分については、調査結果が未公表のため、H18年度のデータを適用）

・カドミウムの暫定耐容摂取量は7μg/kg体重/週。一人一週間当たりに換算すると373 μg（日本人の平均体重は53.3kgとする）

H20年の食品からのカドミウムの推定摂取量は3.3 μg/kg体重/週。一人一週間当たりに換算すると176μg

食品からのカドミウム摂取量の推移



(2) デオキシニバレノール

デオキシニバレノール (DON) に係る国産小麦実態調査及び
輸入小麦検査の結果並びに推定摂取量等の推移

年度		試料点数		平均濃度 (mg/kg)※2	1人1日当たりの小麦 経由の推定DON 摂取量(μg)※2、※3
			暫定基準値 超過点数※1		
H14	国産	199	6	0.19	3.2
	輸入	157	0	0.094	9.4
	合計	356	6		12.6
H15	国産	213	0	0.099	1.5
	輸入	284	0	0.11	10.7
	合計	497	0		12.2
H16	国産	226	0	0.076	1.2
	輸入	282	0	0.14	14.1
	合計	508	0		15.3
H17	国産	200	0	0.021	0.35
	輸入	248	0	0.20	20.0
	合計	448	0		20.4
H18	国産	100	0	0.13	2.0
	輸入	274	0	0.23	23.0
	合計	374	0		25.0
H19	国産	100	0	0.025	0.42
	輸入	-	-	-	23.0※4
	合計	-	-		23.4※4

※1：暫定基準値 (1.1 mg/kg) を超過したものの点数

※2：定量限界以下の数量を定量限界の数量として算出

※3：計算式：DON平均濃度×1人1日当たりの平均小麦消費量×[生産量（*輸入の場合は「輸入量」）÷
(生産量+輸入量)]

(データ)

1人1日当たりの平均小麦消費量：116.8 g (厚生労働省資料 (国民健康・栄養調査に基づく推計値))

小麦生産量：910千 t、小麦輸入量 5,386千 t (農林水産省総合食料局「平成19年食料需給表」)

※4：輸入小麦に係る調査結果が現在とりまとめ中のため、H14-H18の間で最も平均濃度が高かったH18年度の数値を用いて試算

- (注)
- ・DONの暫定1日耐容摂取量は1 μg/kg体重/日。1人1日当たりに換算すると53.3 μg (日本人の平均体重は53.3 kgとする)
 - ・食品からのDONの摂取における小麦の寄与率は9割以上と推定される。

(3) ダイオキシン類

以下の実態調査結果から、日本人の魚介類からの平均摂取量を試算したところ、1人1日当たり88.2 pg-TEQとなった。

平成19年度水産物中のダイオキシン類含有実態調査結果（単位：pg-TEQ/g湿重量）

調査対象	検体数	最低値	最高値	平均値
魚介類全体	236	0	25	1.1
魚類	174	0.00080	25	1.4
ブリ（天然） ブリ（養殖） カンパチ ウナギ	10 10 10 10	1.1 1.9 1.4 0.57	4.2 3.3 4.5 2.3	3.1 2.7 2.2 1.1
甲殻類	23	0.0035	0.97	0.32
ベニズワイガニ ※	10	0.32	0.97	0.50

※：「サーベイランス・モニタリング計画」調査対象魚種（我が国周辺水域の主要漁場にて漁獲対象とされている魚介類のうち、過去の水産庁調査においてダイオキシン類含有濃度が高く生産量が多いものを調査対象として選定）

(計算方法)

ダイオキシン類の魚介類からの推定摂取量＝魚介類のダイオキシン平均濃度×1人1日当たりの魚介類摂取量)

(注)

- ・日本人の魚介類の平均摂取量は、1人1日当たり80.2 g（厚生労働省平成18年国民健康・栄養調査）
- ・ダイオキシン類の1日耐容摂取量は4 pg-TEQ/kg 体重/日であり、1人1日当たりに換算すると213 pg-TEQである（日本人の平均体重は53.3 kgとする）。
- ・平成19年度食品からのダイオキシン類一日摂取量調査（厚生労働省）によると、日本人の食品からのダイオキシン類摂取の魚介類の寄与は約9割と推定される。

<目標達成状況の判定方法>

厚生労働省や農林水産省等が実施している実態調査等のデータを用いて、各危害要因の摂取量を推計し、摂取許容量との比較によって施策の効果を把握・評価する。ただし、気象条件等による年次変動を考慮し、統計的に処理したデータを用いる。

目標② 家畜伝染病等の対策

<目標設定の考え方>

畜水産物の生産段階における安全性及び消費者に対する信頼を確保するとともに、生産性の向上及び生産コストの低減を図り、安定的に畜水産物を供給するためには、家畜及び養殖水産動物の衛生対策の推進を図ることが必要である。

このため、家畜伝染病及び養殖水産動物の特定疾病（以下「家畜伝染病等」という。）の発生の予防、万一の発生があった場合には、まん延防止措置を適切に実施することが重要である。

こうした観点から、国内で未発生の家畜伝染病等の侵入防止に万全を期するとともに、国内に既に存在する家畜伝染病等については、その発生の予防を図ることが重要であり、侵入防止及び発生予防が図られていることを重点において目標を設定する。

このため、万が一国内で未発生の家畜伝染病等の発生があった場合には、我が国での常在化を防止することが重要であることから、法令等に基づき適切なまん延防止措置が図られているかを重点において目標を設定する。

一方、既に、我が国で発生が確認されている家畜伝染病等については、発生の際に法令等に基づきまん延の防止等の適切な措置が講じられ、清浄化の推進が図られていることを重点において目標を設定する。

<目標値と実績値の推移>

・目標値

国内における家畜伝染病・養殖水産動物の特定疾病の発生予防及び海外伝染病の侵入防止。

発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数0件（各年）

・実績値

法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数0件（20年度）

【参考データ】

（1）海外伝染病の発生件数（近年発生のあったもの）

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
発生件数	4	0	11	4	0	3
	高病原性鳥インフルエンザ		高病原性鳥インフルエンザ	高病原性鳥インフルエンザ		高病原性鳥インフルエンザ

平成15年度における高病原性鳥インフルエンザの発生の際には、山口県及び大分県の事例においては、周辺農場への拡がりはなかったが、京都府の事例においては、養鶏業者からの通報がなかったことから、影響が拡大。周辺1農場での続発があったものの、発生後1か月余りで移動制限は解除。

平成17年度には6月以降茨城県を中心に、高病原性鳥インフルエンザ（弱毒タイプ）の発生を確認。殺処分による対応を基本としつつ、ウインドレス鶏舎については、抗体陽性であってもウイルスが確認されない場合には、厳格な監視措置とおとり鶏による検査を行い、感染が確認された農場は、その全ての鶏を殺処分。なお、本事例は茨城県の一部の地域に限局したものであった。

平成18年度には、1月以降宮崎県及び岡山県の計4農場において高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）の発生を確認。関係者が一体となった迅速かつ確な防疫対応により、周辺へのまん延が防止され、2月7日にすべての防疫措置が完了し、3月1日には、すべての移動制限及び搬出制限を解除。

平成20年には4月及び5月に我が国においても野鳥から本病ウイルスが確認されたが、養鶏農場への緊急的な立ち入り指導や消毒及び飼養衛生管理基準の徹底の指導等により本病発生は確認されなかった。

平成21年2、3月に愛知県において同県が実施した強化モニタリングにより、3戸のウズラ飼養農場で高病原性鳥インフルエンザ（弱毒タイプ）が確認され、4農場で抗体陽性が確認。愛知県が「防疫指針」に基づき、関係機関と連携して、発生農場の家きんの殺処分及び焼埋却、周辺農場の移動制限及び清浄性確認検査等の防疫措置を実施。4月19日に全ての防疫措置が完了し、5月11日には全ての周辺農場で移動制限を解除。また、本事例の発生に伴い、全国すべてのウズラ飼養場について、都道府県が立入検査を実施し、本病の陰性を確認するとともに緊急消毒も実施した。

(2) 国内で発生が確認されている主な家畜伝染病の発生件数（牛、豚、馬、羊、鶏）

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
日本脳炎(豚)	2	2	9	1	3	10
日本脳炎(馬)	1	0	0	0	0	0
炭疽	0	0	0	0	0	0
ブルセラ病	0	0	0	0	2	0
結核病	2	1	0	1	0	2
ヨーネ病(牛)	427	621	532	580	390	290
ヨーネ病(羊)	1	1	3	1	0	0
BSE	4	5	8	8	3	1
スクレイピー	1	0	1	0	0	0
ニューカッスル病	0	2	4	3	0	1
家さんサルモネラ感染症	0	0	0	0	0	0

国内で発生が既に確認されている家畜の伝染性疾患については、発生の際に殺処分等の防疫措置を講じることにより、まん延の防止を図っているところ。

感染から発症までの潜伏期間の長いヨーネ病^{※16}については、全国的な定期検査や、移動牛の検査証明書等による発生予防や、発生農場における患畜の摘発の徹底及びリスクの高い牛の自主的なとう汰によるまん延防止につとめているところ。

家畜伝染病等の概要は、2の用語解説を参照^{※17}

(3) 持続的養殖生産確保法に基づく養殖水産動物の特定疾病発生件数

	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年
コイヘルペスウイルス病	69	34	30	25	15	14

※ コイヘルペスウイルス病の発生件数は経営体数。

平成15年11月に我が国で初めてコイヘルペスウイルス病が確認されて以降、国内各地でコイヘルペスウイルス病が確認されたが、感染コイの早期発見とコイの処分、施設の消毒等、まん延防止措置の確実な実施を図ってきた結果、発生件数は減少してきている。

コイヘルペスウイルス病以外の発生件数は0件であるが、平成20年3月、香港経由で英国に輸出された中国産金魚からコイ春ウイルス血症(SVC)が検出されたことから、検疫を強化するとともに、同年4月から5月にかけて国内の金魚養殖場の清浄性を確認するため、サンプリング調査を実施したところ、結果は全て陰性であった。さらに平成20年11月から平成21年2月にかけて清浄確認調査を実施したところ、結果は全て陰性であった。

<目標達成状況の判定方法>

家畜伝染病等の発生データを用いて、既に我が国で発生が確認されている家畜伝染病等の発生の予防、我が国で未発生の家畜伝染病等の侵入防止対策の施策の効果把握・評価する。また、発生があった家畜伝染病等に対する措置状況については、殺処分、焼埋却等のまん延防止の実施状況により評価する。

目標③ 植物防疫対策

<目標設定の考え方>

病害虫の発生・まん延を防止するためには、海外からの病害虫侵入対策として、水際²⁸における植物検疫及び侵入警戒調査の適切な実施、国内の病害虫まん延防止対策として、適期適切な防除の指導といった課題がある。これらの課題が解消されない場合は、病害虫に対応するための防除コストの増大、収量・品質の低下といった農業生産性の低下が引き起こされ、安全な農作物の安定供給に支障を来すおそれがある。

このため、国としては、植物防疫所を設置して検疫体制を整備し、各都道府県に病害虫防除所を設置して防疫体制を整備することで、効率的な植物防疫を実施し、病害虫の発生・まん延を防止する必要がある。

したがって、施策の効果としては、植物防疫が適切に実施されたことを評価する観点から、法令等に基づき適切なまん延防止措置が図られているかを重点において目標を設定する。また、万一病害虫の侵入があった場合に、法令等に基づいて執ることとされているまん延防止措置が適切に図られることを目標として設定する。

<目標値と実績値の推移>

・目標値

我が国未発生又は一部に存在する病害虫の侵入防止。

発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数を0件とする。

(各年)

・実績値

法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数：0件（20年度）

【参考データ】

国内における新たな病害虫の発生件数（特殊報の発出件数）

	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年
発生件数	52	58	43	53	86	103	76	97

特殊報は、新規な病害虫を発見した場合及び重要な病害虫の発生動向に特異な現象が認められた場合に発出されている。

<目標達成状況の判定方法>

我が国に新規に発生した病害虫のデータを用いて、侵入防止対策の効果を把握・評価する。

また、発生した病害虫に対する措置状況については、駆除・まん延防止等の実施状況により評価する。

目標④ 遺伝子組換え農作物の環境リスク管理

<目標設定の考え方>

カルタヘナ法では、遺伝子組換え農作物等による我が国の生物多様性（野生動植物の生態系等）への影響を防止するために、生物多様性への影響を科学的に評価し、その結果問題がないと認められたもののみ国内での使用を承認するとともに、使用者に対する立入検査等によって不適切な使用の抑制等を図ることとされているところである。また、同法では、国内における遺伝子組換え農作物等の不適切な使用等により、わが国の生物多様性への影響があるおそれがあると認められる場合には、使用中止等の緊急措置を講じることとされているところである。

現時点では、使用の承認に先立つ厳格な生物多様性影響評価や、的確な立入検査等の未然防止に重点を置いたリスク管理措置の実施によって、遺伝子組換え農作物等の適切な使用が確保され、緊急措置を発動するような生物多様性に悪影響が及ぶ事態には至っていない。

今後とも、未然防止に重点を置いたリスク管理措置の適切な実施により、緊急措置を発動する必要がない状態を維持していくことが望ましいことから、こうした望ましい状態の維持、すなわち緊急措置の発動件数0件の維持を目標とする。

<目標値と実績値の推移>

- ・目標値
カルタヘナ法に基づく緊急措置発動件数：0件（各年）
- ・実績値
カルタヘナ法に基づく緊急措置発動件数：0件（20年度）
※ カルタヘナ法（平成16年2月19日施行）では、国内における遺伝子組換え農作物等の不適切な使用等により、我が国の生物多様性への影響が生じるおそれがあると認められる場合には、当該農作物の回収、使用中止等の緊急措置を講じることとされている。

<目標達成状況の判定方法>

緊急措置という施策の発動件数を目標値としていることから、特別な調査等を行わず、施策の実施状況で判定する。

目標⑤ 消費者の信頼の確保：食品表示の遵守状況の確実な改善

<目標設定の考え方>

食品等の表示・規格制度の改善・強化を図り、食品表示に対する消費者の信頼を回復するためには表示の遵守状況の向上、消費者に分かりやすく信頼される表示制度の実現、不正表示への摘発への取組が必要である。そのため、本政策分野の目標として、10年後に適正表示率が10%向上（85%）することを目指し、まず、平成20年度までに恒常的な調査（一般調査）における不適正表示率（平成15年度25.3%）を2割削減することを目標とする。

<目標値と実績値の推移>

- ・目標値
一般調査（地方農政局等が実施する食品表示の実施状況の確認及び不適正な表示に対する指導のうち、臨時に特定の品目を対象に行う調査を除いた恒常的かつ継続的に実施する調査）における数値。
目標年度 平成20年度：2割削減
- ・基準値
不適正表示率：25.3%（15年度）

年 度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
実績値 (不適正表示率)	20.0%	14.8%	10.9%	10.5%	9.7% (中間値)

この調査は、全国に存在している店舗を調査対象とするものであり、単年度で全国全ての店舗を調査するのではなく、約10年で全ての店舗を網羅することとしている。

このため、単純に前年と比較して評価することは、適当でなく、平成20年度は、同年度に行った調査実績値に基づいた達成度合（評価）と平成16年度から5年間の不適正表示率のトレンドを基に総括的な評価を行うこととする。

<目標達成状況の判定方法>

国が実施する一般調査（地方農政局等が実施する食品表示の実施状況の確認及び不適正な表示に対する指導のうち、臨時に特定の品目を対象に行う調査を除いた恒常的かつ継続的に実施する調査）における数値をもとに達成状況を判定する。

達成率の計算方法

平成20年度の達成率＝目標値（平成20年度不適正表示率）÷ 平成20年度実績（不適正表示率）× 100（%）

2 用語解説

注1 リスク管理

すべての関係者と協議しながら、リスク低減のための政策・措置について技術的な実行可能性、費用対効果などを検討し、適切な政策・措置を決定、実施、検証、見直しを行うこと。

注2 サーベイランス

問題の程度を知る、又は、実態を知るための調査。

注3 モニタリング

矯正的措置をとる必要があるかどうかを決定するため、傾向を知るための調査。

注4 デオキシニバレノール、ニバレノール

麦類の病気の一つである赤かび病を起こすフザリウム属のかびが、ほ場段階で穀類等の農作物に付着・感染し、多雨、多湿の条件化でかびが増殖することで産生されるかび毒。

注5 ダイオキシン類

主に廃棄物の焼却過程などで非意図的に生成される化学物質で、強い毒性を示し、難分解物質であるとともに、環境中の生物や人体の脂肪組織に蓄積することが知られている。

ダイオキシン類は、一種類ではなく、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン75種類、ポリ塩化ジベンゾフラン135種類、コプラナーPCB十数種類の総称で、そのうち毒性があるものとされるものはそれぞれ7種類、10種類、12種類ある。

注6 摂取許容量

ある物質を一生にわたって摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される最大摂取量。物質の毒性により1日当たり、1週間当たり、又は1ヵ月当たりの耐容摂取量が定められ、体重1kg当たりの量で表される。

注7 動物検疫所

外国から輸入される動物、畜産物などを介して家畜の伝染性疾病が国内に侵入することを防止するほか、外国に家畜の伝染性疾病を広げるおそれのない動物、畜産物などを輸出することによって畜産の振興に寄与すること、及び動物の検疫によって病原体が伝播されることを防止することにより公衆衛生の向上を図ることを目的に、輸出入検疫業務を行う国の機関

注8 高病原性鳥インフルエンザ

(注17参照)

注9 コイヘルペスウイルス病

(注17参照)

注10 コイ春ウイルス血症

(注17参照)

注11 植物防疫所

我が国の農作物等に被害をもたらす海外からの病虫害の侵入を未然に防ぐため、全国の海港や空港で輸入検疫を行っているほか、重要病虫害の国内でのまん延を防ぐための国内検疫、諸外国の要求に応じた輸出検疫などの業務を行う国の機関。

注12 侵入警戒調査

特定の害虫を誘引する誘引剤をトラップに用いて害虫の存在の有無を確認するトラップ調査及び海空港、果樹生産地等を定期的に巡回し、肉眼で病害の有無を確認する巡回調査により、我が国に在しない重要病虫害の侵入をより早期に発見し、まん延・定着を防ぐための調査。

注13 カンキツグリーニング病

細菌によるかんきつ類の病気。この病気に罹ると葉が黄化し、果実は黄化せず緑色のままとなる。病気が進むと果実の生育不良を引き起こすと同時に、枝や樹体が枯死する。

注14 ミカンキジラミ

成虫の体長が3～4mm位の虫で、カンキツグリーンング病を媒介する。カンキツ類、特にゲッキツを好み寄生する。

注15 トータルダイエツトスタディ

摂取量を推定する方法の一つ。人が通常の食生活において、特定の化学物質をどの程度摂取しているかを推定する方法。微生物の摂取量推定には適さない。

注16 ヨーネ病

(注17参照)

注17 家畜伝染病等の対策の対象となる家畜伝染病等の概要

高病原性鳥インフルエンザ

A型インフルエンザウイルス(H5、H7亜型及び高病原性のもの)を原因とし、神経症状(首曲がり、沈うつ等)、呼吸器症状、消化器症状(下痢、食欲減退等)が主な症状である。アジアを中心に世界的に流行している。変異してヒトの新型インフルエンザが発生することが懸念されている。(家畜伝染病予防法の対象家畜:鶏、あひる、うずら、七面鳥、きじ、だちょう、ほろほろ鳥)

コイヘルペスウイルス病

マゴイとニシキゴイに発生する病気。コイ以外の魚や人への感染はない。発病すると行動が緩慢になったり餌を食べなくなるが、目立った外部症状は少なく、鰓の退色やびらん(ただれ)などが見られる。幼魚から成魚までに発生し、死亡率が高い。現在、有効な治療法はない。1998年ごろから、イスラエル、英国、ドイツ、オランダ、ベルギー、米国、インドネシア、台湾などで発生していた。我が国では、2003年11月6日に初めて本病の発生を確認した。持続的養殖生産確保法に定める特定疾病として、同法に基づくまん延防止措置の対象となっている。

コイ春ウイルス血症

コイ、フナ、キンギョなどのコイ科魚類に発生する病気。コイ科魚類以外の魚や人のへの感染はない。腹部膨満、体表及び筋肉内の点状出血、眼球突出などが見られる。現在有効な治療法はない。ヨーロッパ諸国やアメリカ合衆国で発生が確認されているが、我が国での発生はない。持続的養殖生産確保法に定める特定疾病として、同法に基づくまん延防止措置の対象となっている。

口蹄疫

口蹄疫ウイルスを原因とし、感染動物やその汚染物によって直接、間接の接触によって伝播する。さらに地域が濃厚汚染地帯になると空気伝播も起こり、陸上で60km、海上では250kmも風によって運ばれたとの報告もある。潜伏期間は1～2週間である。発病動物には口の周囲、舌、蹄部に水疱(みずぶくれ)が見られる。致死率は幼畜では50%をこえるが、成畜では数%である。しかし、成畜でも採食障害や歩行障害によって著しく生産性が低下する。英国、アルゼンチン、日本への侵入にみられるように近年、口蹄疫の常在地以外での発生が頻繁に起こっている。(家畜伝染病予防法の対象家畜:牛、めん羊、山羊、豚、水牛、しか、いのしし)

ヨーネ病

ヨーネ菌を原因とし、反すう動物に慢性の頑固な下痢、乳量の低下、削瘦、貧血を引き起こす。治療法はなく、感染牛の殺処分及び汚染物の徹底した消毒が有効である。(家畜伝染病予防法の対象家畜:牛、めん羊、山羊、水牛、しか)

伝達性海綿状脳症(TSE)

異常プリオン蛋白質を含む飼料等を食べることによって感染する。本病に罹患した動物の脳組織は空胞化し、海綿状(スポンジ状)となることから、海綿状脳症と名付けられた。BSE(牛海綿状脳症)、めん羊や山羊のスクレイピー、CWD(鹿慢性消耗病)は本病の一種。本病は、ヒトへの感染も確認されていることから、人畜共通感染症でもある。(家畜伝染病予防法の対象家畜:牛、めん羊、山羊、水牛、しか)

BSE(牛海綿状脳症)

伝達性海綿状脳症のうち牛に係るもの。Bovine Spongiform Encephalopathyの略。牛がこの病気に

感染すると、2年以上の長い潜伏期間の後、行動異常、運動失調などの神経症状を呈し、発病後2週間から6ヵ月の経過で死に至る。1986年に英国で初めて報告されたが、これは、70年代に英国での肉骨粉の製造工程が変化したことにより、異常プリオンたんぱく質が不活化されずに残存した肉骨粉が流通・給与されたことが背景にあると考えられている。

スクレイピー

めん羊や山羊の伝達性海綿状脳症。めん羊がこの病気に感染すると、2年以上の長い潜伏期間のあと、行動異常、運動失調などの神経症状を呈し、発病後2週間から6ヵ月の経過で死に至る。本病は250年ほど前から知られており、オーストラリア、ニュージーランド等の少数の国を除いて、全世界的に発生している。

ニューカッスル病

ニューカッスル病ウイルスを原因とし、感染鶏から鼻水、涙、排泄物に多量のウイルスが排泄されて、鶏群内で伝播する。ウイルス保有鶏の導入、感染野鳥の侵入、汚染物あるいは人による持込によって他の鶏群に伝播する。発症鳥は、緑色下痢便、奇声や開口呼吸などの呼吸器症状、脚麻痺や頸部捻転などの神経症状を示す。(家畜伝染病予防法の対象家畜：鶏、あひる、うずら、七面鳥)

家きんサルモネラ感染症

本病には、ひな白痢と家きんチフスが含まれる。ひな白痢は、サルモネラ菌の一種(サルモネラ・プロラム)を原因とする。本菌は卵黄に菌が含まれる介卵感染で広がり、ひなが白色下痢を伴い、敗血症死する急性疾患である。成鶏では菌が臓器や組織に潜み、無症状な保菌鶏となることが多い。家きんチフスは、サルモネラ・ガリナルムを原因とする成鶏の類似の急性疾患である。(家畜伝染病予防法の対象家畜：鶏、あひる、うずら、七面鳥)

流行性脳炎(うち日本脳炎)

日本脳炎ウイルスを原因とし、主にコガタアカイエカによって牛、馬、豚などに伝播され、ヒトも感染する人畜共通感染症である。馬、ヒトは感受性が高いがそれでも発病率は0.3%といわれている。妊娠豚が感染すると、死産流産等の異常産が起こる。また、種雄豚では造精機能障害が起こることもある。治療法はないが、馬では不活化ワクチンが予防に使用されている。豚の異常産予防にも生ワクチンと不活化ワクチンが使われている。(家畜伝染病予防法の対象家畜：牛、馬、めん羊、山羊、豚、水牛、しか、いのしし)

炭疽

炭疽菌を原因とし、草食動物に感染して、炭疽と呼ばれる激しい急性敗血症死を引き起こす。まれに雑食獣、肉食獣、ヒトにも感染する人畜共通感染症である。我が国での発生は、明治から昭和の初期にかけて多数の発生がみられたが、戦後は飼養形態の変化や衛生管理技術の向上により散発的にみられる。諸外国ではアメリカやイギリスをはじめとしてかなりの発生があり、特に東南アジア諸国では頻発している。(家畜伝染病予防法の対象家畜：牛、馬、めん羊、山羊、豚、水牛、しか、いのしし)

ブルセラ病

ブルセラ菌を原因とし、本来は牛、豚、羊などの動物に感染して、伝染性の流産を引き起こす。そのほかに、牛では乳汁中にブルセラ菌が排菌され、公衆衛生上からも問題となる。ヒトには動物を介して感染する人畜共通感染症であり、1～2週ごとに発熱と平熱をくりかえす。(家畜伝染病予防法の対象家畜：牛、めん羊、山羊、豚、水牛、しか、いのしし)

結核病

結核菌を原因とし、ヒト及び哺乳動物にいわゆる結核を引き起こす。我が国では昭和50年代までは牛の結核病は多数の発生がみられたが、ツベルクリンを用いた検査による結核牛のとう汰が進められ、最近では発生は散発的である。ヒトではBCGワクチンが用いられているが、乳牛は定期的にツベルクリン検査が行われ、陽性牛のとう汰により牛結核病の拡散防止が図られている。(家畜伝染病予防法の対象家畜：牛、山羊、水牛、しか)

注18 水際

「上陸する直前」の意味であり、動植物検疫上は、海空港への輸入時をいう。